

平成21年9月から11月において開催致しました「業務報酬基準等説明会」の内容に関し、お寄せ頂いた質問の中から特に重要と思われる質問に絞って掲載致しました。

官庁施設の設計業務等積算基準(国営整第1号) <http://www.mlit.go.jp/common/000038244.pdf>

官庁施設の設計業務等積算要領(国営整第3号、国営整第68号)本文 <http://www.mlit.go.jp/common/000038923.pdf>

官庁施設の設計業務等積算要領(国営整第3号、国営整第68号)別表 <http://www.mlit.go.jp/common/000038924.pdf>

官庁施設の設計業務等積算基準等の運用について(通知) [別紙PDFファイル](#)

新しい業務報酬基準の策定及び官庁施設の設計業務等積算等の改定について(通知) <http://www.icas.or.jp/kenchikushiho/pdf/gj1482.pdf>

No.	官庁施設の設計業務積算要領	質問内容	回答
1	第1章2.5	「技術料等経費率は、0.2を標準とする。」とありますが、0.2の根拠は何でしょうか。	国土交通省では、建築以外の設計業務において、技術経費の設定を0.2～0.4の範囲で設定することとしています。官庁施設の設計業務等積算基準においては、0.2を標準として採用しています。
2	第1章2.6	要領の特別経費では、契約保証料及び公共建築設計者情報システム(PUBDIS)への業務カルテ登録料等が含まれる、となっていますが、契約保証の業務価格に対する割合率は設定されていますか。	発注者の特別の依頼に基づく費用として、国土交通省では、通常「契約保証等」と「業務カルテの登録」が必要となる場合があるため、その費用を含めることを例示的に示しているものです。契約保証料については、各発注者が業務の受託者にどのように保証を義務づけているかによって計上方法が異なるためこの要領には示しておりません。ちなみに、国土交通省の場合は、民間の保証会社の保証料を採用しています。
3	第1章2.6	特別経費に含まれるものとして、PUBDISへの業務カルテ登録料以外に電波障害範囲調査は含まれるのでしょうか。	特別経費には、特許使用料、契約保証料等、特別必要となる「費用」を計上するものであり、電波障害範囲調査等のように作業(人・時間)が伴うものは、追加業務として計上するのが適切です。
4	第2章1.2	官庁施設の設計業務等積算基準、同要領における「著しく小規模な建物の業務量:72人・時間」の考え方について伺います。 ①総合24人・時間、構造24人・時間、設備24人・時間の合計で72人・時間と解釈してよいでしょうか。 ②複数棟の著しく小規模な建物を1業務で発注する場合も、建物毎に、72人・時間とするのでしょうか。	①ご質問のとおりです。 ②複数棟の建物の場合の業務量は、棟毎に算定することを基本としますが、同じプランの棟を大量に整備する場合などで実質的にも反復設計が多いなどの理由により、受注者の業務量が減少することが明らかな場合には、その根拠を示したうえで業務量を低減することが適切である場合があります。
5	第2章1.2(4)	図面目録に基づく算定方法について、第2章1.2(4)の特殊要因による業務量の補正を、一般業務に係る業務人・時間数全部に補正してよいでしょうか。	官庁施設の設計業務等積算要領第2章1.2(4)における特殊要因による補正は、別表1-2に掲げる算定式のうち、構造設計に関する業務量には要領1.2(4)(イ)の補正値を、設備設計に関する業務量には要領1.2(4)(ロ)の補正値を乗じて補正します。
6	第2章1.3(1)	設計業務について、追加業務のうち積算業務は、「実施設計に係る業務人・時間数」×0.15により算出できるとされています。この場合の「実施設計に係る業務人・時間数」は、対象外業務がある場合は、その業務量を差し引いたものとして考えてよいでしょうか。	対象外業務率は、設計業務の軽減がある場合であり、これにより積算業務も軽減されることはならないため、その業務量を差し引くことは不適切です。したがって、設計業務の対象外業務の有無に関わらず「官庁施設の設計業務等積算要領」「別表2-2」に掲げる業務細分率の「実施設計に関する業務細分率」の全体に相当する業務量に対し0.15とする必要があります。
7	第2章2.2	改修設計業務の委託算定を行うなかで、改修工事に係る工事費の総額……とありますが、どのように算定するのでしょうか。	改修工事に係る工事費は、設計業務の積算の中で算定するのではなく、あらかじめ予算化された改修工事費に基づき設計業務量を算出します。

No.	官庁施設の設計業務積算要領	質問内容	回答
8	第2章2.	図面目録に基づく算定方法について、工事費による平均図面枚数の算出式で算出した枚数と図面目録で設定した枚数は同数でなければならないでしょうか。	当該式は、平均的な改修工事における平均的な図面一枚あたりの所要工数を求めるためのものです。この所要工数を実際に発注しようとしている工事に対応した図面目録に掛け合わせることで実際の設計内容に応じた適切な業務量を求めるのがこの計算方法の趣旨です。したがって図面目録に掲げる図面枚数は図面の必要性から純粋に設定すべきもので、他の何らかの要因を考慮すべきものではありません。
9	第2章2.	改修工事においては、図面枚数と1枚あたりの所要工数によって金額が決まりますが、工事費によって1枚あたりの所要工数が大きく変わるのなぜでしょうか(図面1枚にかかる手間は、ほとんど変わらないと思います。)	図面一枚毎の所要工数は、その改修工事における設計業務を完遂するために必要となる最低限の業務量を、平均的に図面一枚あたりに置き換えているもので、図面一枚の作図手間は異なります。
10	第2章2.	図面目録に基づく算定方法について、改修工事の内容が意匠のみで構造に関係しない場合の業務量・時間数の積算は、総合のみでよいでしょうか。	官庁施設の設計業務等積算要領第2章2.2(4)における図面一枚毎の所要工数は、過去の営繕工事における「建築改修工事」及び「設備改修工事」における実績を調査したものであるため、構造に関係しない改修工事の設計であっても、平均的な図面一枚毎の所用工数を算定するために、建築であれば「総合」及び「構造」を合計することが必要です。 図面目録において、構造関係の図面を計上しないことにより、構造に関する業務量が差し引かれる事となります。
11	第2章2.	耐震診断及び耐震補強設計の算定方法として、積算基準を用いてもよろしいですか。	耐震診断は設計業務ではないため、官庁施設の設計業務等積算基準を適用できません。また、補強設計の算定方法は、改修設計として算定できます。
12	第2章2.	図面目録に基づく算定方法にて耐震補強設計業務を発注する場合について、通常、耐震補強設計においてはその補強の妥当性を確認するために、補強の前後において対象建築物の耐震診断を行っています。また、仮に含まれているとした場合、耐震診断は建物の延べ面積や階数に対してその業務費を算出している例が多い(東京都建築士事務所協会など)のに対し、図面目録に基づく算出方法では図面目録や工事費をベースとしているので、小規模な耐震補強設計では、その委託費が耐震診断より安くなるという逆転現象が生じるとは思われますが、補正等は行うのでしょうか。	官庁施設の設計業務等積算基準は、耐震診断を対象としていないため業務量に含まれていませんが、設計を行う上で、耐震補強の妥当性を確認する行為は耐震改修設計に含まれると解釈されます。また、耐震診断と耐震改修設計では業務内容が異なるため、耐震診断業務と耐震改修設計業務の委託料を比較考量する意味はありません。
13	第2章2.	耐震補強計算し図面化した場合の図面枚数算出根拠を具体的に示してください。耐震補強計画等を行う場合、作業が繁雑となるため修正係数を乗じて算出してよいでしょうか。	耐震改修の内容により、図面枚数は大きく異なると考えられるため、一律の算出方法は作成していません。既存施設の状況や用途から補強のための方法が、比較的単純な耐震要素(壁)や耐震スリットの設置の場合であれば耐震改修以外の改修と同様の考え方で問題ないと考えられます。他方、新たに免震層を設けたりライフラインの多重化等のために特別の検討を行う場合等は関係する図面が新たに発生したり、当該部分については新築と同等の扱いすべきである場合も考えられます。これらの改修内容によって図面目録と図面毎に設定する所要工数を適切に設定すべきものです。 なお、いわゆる「耐震診断」に相当する業務については設計業務の範囲外ですので、これに相当する業務を設計業務に含める場合は、相当業務量を追加することが適切です。
14	第2章2. 2(4) 別表2-1	複雑度について個々の判断基準となるわかりやすい具体例等の例示をお願いします。	複雑度は、当該業務で作成する改修図面が平均的な改修工事図面と比較についてどれだけ複雑なのかを個別図面ごとに想定すべきもので一律に定めることはできませんが、例えば工事範囲を示しただけの図面等であれば複雑度を小さく設定し、免震装置の設置など新築同様の図面等では大きく設定することなどが考えられます。

No.	官庁施設の設計業務積算要領	質問内容	回答
15	第2章2. 2(4)	改修工事の算出基準について、図面枚数を想定するとの事ですが、用紙サイズでの調整はどのようにすればよろしいのでしょうか。	官庁施設の設計業務等積算基準及び同要領は、国土交通省の営繕工事に係る設計を対象に定めているため、判型がA1でない場合の補正方法は定めていません。国土交通省の営繕工事に係る図面については「建築設計図書作成基準」等で定めていますので、判型や図面の記載事項が国土交通の考え方と異なる場合は、これらの基準類をご確認いただき、適切に補正することが可能と考えられます。国土交通省が発注する設計業務における成果図書の詳細は「建築設計図書作成基準」「建築設備工事設計図書作成基準」でご確認頂けます。 (http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun_index.htm)
16	第2章2. 2	改修工事に伴い設計委託料を積算する場合、改修建築工事費に相当する「みなし新築面積」を算出するとありますが、その根拠とできる算出表はないのでしょうか。 また目録を発注側が作成し、設計基準とするとありますが、どれだけの図面があるかなど発注側がどう判断するのでしょうか。平面図にしても1枚に入りきるのかどうか、なぜ発注側がそこまで指定しなくてはならないのか。 その根拠がなければ設計発注ができないような算定手順ではなく、もっと単純化できないのでしょうか。	「官庁施設の設計業務等積算要領」(以下「要領」)で建築改修工事の設計業務量に係る図面1枚毎の所要工数を算出するにあたり、「第2章」「1. 2」の算定方法を使用するために「延面積と見なす値」は、表ではなく式の形で示しており、それが同章「2. 2」(4)中の「換算人・時間数1に係る算定式」です。この式では建築改修相当工事費から「延面積と見なす値」を一意に求められることから、この部分について個々の担当で判断する事項はありません。 改修工事の設計は、改修内容等によってその設計業務量は様々であることから、個々の改修工事内容に沿って作成した図面目録を作成して、より適正な業務量を算出する仕組みとしているものです。 なお、官庁施設の設計業務等積算基準及び同要領は、平成21年国土交通省告示第15号(以下「告示15号」)の考え方にに基づき、適切に設計等の業務量を算定するために必要な事項を定めたものです。各発注者が告示15号の考え方に合致する他の合理的な積算方法を作成することを何ら妨げるものではありません。
17	第2章2. 2(4)	改修工事の設計業務量で、床面積と工事費の換算式、床面積と建築・設備工事の割合の関係式を示してください。	「第2章2. 2(4)」の(イ)及び(ロ)の「換算人・時間数1」「換算人・時間数2」を算出するために使用する同章1. 2の計算方法に「見なして」代入する延面積と工事費の換算式は、同項中に示す「換算人・時間数1に係る算定式」(建築の場合)、「換算人・時間数2に係る算定式」(設備の場合)です。 新築の場合の、ある床面積における建築・設備工事費の割合は、「換算人・時間数1に係る算定式」「換算人・時間数2に係る算定式」の値を当該床面積(m ²)と置いてこれらの式から導かれる「建築改修相当工事費」と「設備改修相当工事費」の比になります。
18	第2章2. 2(4)	改修工事の設計業務量で、平均的な図面枚数を算定する式を示してください。また、平均的な算定式とは別に実質必要な図面枚数がわかるなら、実質必要枚数から業務量を算定しても良いのでしょうか。	「平均的な図面枚数を算定する式」は設定しておりません。「第2章2. 2(4)」の計算過程で使用する、建築改修工事、設備改修工事の工事費に対応するそれぞれの平均的な図面枚数を算定する式は、同項(イ)(ロ)の式の分母部分(建築改修工事の場合であれば「算定係数1×建築改修相当工事費 ^{0.4625} 」)がこれに相当します。
19	第3章2. 2	図面目録に基づく算定方法により設計業務量を算定した場合の対象外業務率について、図面毎に定める0から1.0までの係数の指標等はありませんか。なければ、告示第1206号における「依頼度」を準用すると考えてよろしいのでしょうか。	設計を委託する改修工事の内容により、作成する図面程度が異なるため、官庁施設の設計業務等積算基準では、一律な対象外業務率を示していません。 なお、標準業務のうち、委託する設計業務に含まれない業務があり、それが業務委託契約書等で明示されているときにその内容に応じて業務細分率に基づき、対応する業務量を差し引ける仕組みとして、算定方法を適正化しました。これにより、従来の「依頼度」を準用することはできません。
20	第3章2. 2	図面目録に基づく算定方法について、一般業務の一部を委託しない場合は、その業務人・時間数は全ての図面に対して、同率の削減率を適用してよいでしょうか。	貴見のとおりです。なお受注者が行わなくてよい業務について契約書等に明示する必要があります。
21	第2章3.	設計意図の伝達に係る業務の契約について、設計者と工事監理者が異なる場合、設計者と工事監理者が同一の場合では、どのように考えればよいのでしょうか。	設計意図の伝達業務は「工事施工段階で設計者が行うことに合理性がある実施設計に関する業務」であることから、設計業務を受託した者しか行い得ない業務です。従って、設計業務の受託者と契約する必要はありません。また、設計意図の伝達業務は施工者に対しても設計意図を伝達する業務であり、工事監理業務とはその内容が異なります。従って、設計者に工事監理業務を委託したことによりその必要が無くなる性質のものではありません。(平成21年国土交通省告示第15号別添一第1項第三号を参照)

No.	官庁施設の設計 業務積算要領	質問内容	回答
22	第2章3.	平成21年7月1日付け国営整第70号によると、設計意図伝達業務の業務量は、「設計業務の終了前に設計業務の受託者と協議した内容その他の情報をもとに適切に設定」し、「要領別表2-2における業務細分率に応じた業務量とは必ずしも一致しない」とされています。ということは、国土交通省が発注する設計業務には通常の場合は設計意図伝達業務は含まれないとの趣旨でしょうか。	設計意図の伝達業務の内容は、設計内容が定まった後にその業務内容が定まる性質の業務です。このため国土交通省では、設計業務として基本設計と実施設計をまず委託(発注)し、その設計に基づく工事の発注と同時に設計意図伝達業務を設計者に委託しています。実際の手続きとしては設計意図伝達業務の内容(業務仕様)は、先に発注した設計業務の受託者と協議の上設定し、工事の発注のタイミングに合わせて、設計者と契約します。
23	第2章4. 3	改修工事の工事監理について、必要業務人・時間数は施工上検討を考慮の上算出する必要があるとありますが、具体的に算定式を示してください。	改修工事の工事監理に係る業務人・時間数の想定は、施工条件により大きく異なりますので、算定式は設定しておりません。施工上の諸条件等を考慮の上必要業務人・時間数を算出する必要があります。
24	第3章	対象外業務率について個々の判断基準となるわかりやすい具体例等の例示をお願いします。	対象外業務率は、受注者が行わない部分が個別の業務により異なるため一律に定める性質のものではありませんが、対象外業務率設計の理由となった事項により、業務の受託者の業務量が実質的にどれだけ減少するか、を想定して設定すべきものです。
25	第3章	対象外業務とする場合の標準的な率を提示できないでしょうか。改修工事における図面総数の増減に対する基本的な考え方を教えてください。	新築工事における工事監理業務の標準的な対象外業務率は別表2-4のとおりであり、設計に関する業務における対象外業務は通常想定していないため、示しておりません。また、図面総数については、工事金額が同じであっても改修工事の内容によって作成される枚数は異なります。個々の改修工事内容に沿って作成した図面目録により適正な業務量を算出する仕組みとしています。
26	第3章	対象外業務を明示する記述方法として、特記仕様書の項目に○印を付ける事例が示されていますが、既存図面や電子データ等を受注者に提供する場合などのように示したらよいでしょうか。	業務人・時間数を適正に見積もるために、図面目録等を明示するするなどにより、表現することが可能です。なお国土交通省が発注する業務においては図面目録を示しています。
27	別表1-1	要領別表1-1 建築物の類型(告示別添二による建築物の類型)で、建築物の類型・用途が第八号の第1類および第2類に該当する「大学」には(校舎以外)どのようなものが含まれるのでしょうか。	建築物の類型について、第八号の「大学」については設計等業務の対象建築物の用途を示しており、第1類は校舎等が該当し、第2類は実験施設を有するもの等が該当します。
28	別表2-2	設計業務に関する業務細分率において、延べ面積と業務細分率を定めています。補間を行う場合、表中の延面積の中央値をもって振分けて良いのでしょうか。	国土交通省では500㎡とあるのは750㎡未満、750㎡とあるのは750㎡以上1,000㎡未満、1,000㎡とあるのは1,000㎡以上1,500㎡未満等と読み替えた数値として運用しています。
29	別表2-2	設計業務に関する業務細分率について、業務を基本設計と実施設計に分けずに発注する場合(成果図書を実施設計の図書のみとし基本設計の図書は含まない場合)において、例えば「(2)法令上の諸件の調査及び関係機関との打合せ」については、「基本設計に関する業務細分率」と「実施設計等に関する業務細分率」とが重複していると判断し、前者の細分率による業務量を対象外とできると判断することは適切でしょうか。	「法令上の諸条件の調査」の業務内容は、告示第15号別添一第1項の設計に関する標準業務のとおり、基本設計と実施設計では「法令上の諸条件の調査」の業務内容は異なります。従って業務が重複しているとして、基本設計の業務量を対象外とすることは不適切です。
30	空欄	新営設計業務に含まれる外構整備範囲を示してください。上記に含まれない外構整備の設計業務は、見積書により積算するのでしょうか。構造、規模が違う建物を同一建物として設計する場合の積算例を示してください。	一般的な建築物に通常必要な、歩行者のアプローチ、駐車場、植栽等の外構工事の設計は含まれております。特殊な外構やランドスケープなど景観を考慮した特別な外部設計等が必要な場合などは、追加業務として加算する必要があります。

No.	官庁施設の設計 業務積算要領	質問内容	回答
31	空欄	外構工事の設計を除いて発注する場合は、どのように扱うべきでしょうか。	外構工事の内容、規模等によります。建物を通常に使用するために必要なアプローチ部分や雨水・汚水の排水、ライフラインの引き込み等は標準業務に含まれています。これ以外に例えばグラウンド施設、大規模駐車場、特別な検討を行う造園、ライトアップ設備などの検討を行う必要がある場合は建築の設計とは別にこれらの設計・検討のための業務量を算定することが適切です。
32	空欄	新営の建物及び改修の建物を混在して設計業務を委託する場合、新営と改修の両方で積算した結果を合算したものを業務委託料とするべきでしょうか。	ご質問のとおり、新営と改修の両方で積算した結果を合算した業務量に基づき算出することで問題ありません。
33	空欄	複数棟を同時に設計委託する場合の積算方法についてご教示下さい。また、下記のような複数棟の組合せ方の違いによる積算方法についても併せてご教示下さい。 (新営工事+新営工事)、 (新営工事+改修工事)、 (改修工事+改修工事)など	複数棟の設計を行う場合は、それぞれの棟における業務量を算定する事を基本としますが、複数の建築物について同一の設計図書を用いるなどの理由により、受注者の業務量が減少することが明らかな場合にはその根拠を示したうえで業務量を低減することが適切である場合があります。
34	空欄	解体工事の設計委託料の算定に積算基準を用いてもよろしいですか。	解体は官庁施設の設計業務等積算基準の対象としていないため適用することはできません。